

回 答 書

件 名	幸田まちづくりセンター電話設備通話録音装置等賃貸借（長期継続契約）		
質問書提出期限	令和 7 年 10 月 2 日	開札日	令和 7 年 10 月 10 日

本 市 回 答 欄

Q 1 契約保証金の免除について、保険会社の履行保証保険を使用する場合、保証期間は賃貸借開始日からでしょうか。それとも契約日からの保証でしょうか。

A 1 履行保証保険の保証期間は契約日からとなります。

Q 2 本件はリース満了時に物件を返却もしくは再リースで物件の利用ができる所有権移転外ファイナンスリースであると考えてよろしいでしょうか。それとも、物件は無償で貴市に譲渡する譲渡条件付きのリースでしょうか。

A 2 お見込みのとおり、所有権移転外ファイナンスリースとなります。

Q 3 リース満了時に物件を返却する契約の場合、引揚げ費用とデータ消去費用はリース会社負担でしょうか。また物件を 1 か所にまとめて置いていただくことは可能でしょうか。

A 3 返却の詳細に関しては協議させていただきます。なお、1 か所へのまとめ置きは可能です。

Q 4 物件無償譲渡の場合、リース期間中の物件の固定資産税はリース会社が負担しないと考えてよろしいでしょうか。

A 4 物件無償譲渡ではありません。

Q 5 動産総合保険について、地震や騒乱は補償対象外の、リース期間の経過年数に応じ補償額も逡減する通常の動産総合保険（時価）でよろしいでしょうか。

A 5 保険の内容は問いません。地震等の不可抗力の場合の負担については双方で協議をさせていただきます。

Q 6 賃貸借料のお支払方法は、当月分を翌月初に請求書発行し月末までにお振込でよろしいでしょうか。

A 6 適法な支払請求を受けた日から 30 日以内に支払います。